

1. 業務の趣旨と目的

信濃町地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）は、平成28年度に信濃町地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）を見直し、路線バス、ふれあいコスモス号（デマンドタクシー）の運行を行っている。網形成計画の策定後、人口および公共交通利用者数の減少、商業施設の閉店など町の環境は変化しており、令和7年には信濃町立信越病院庁舎の移転が予定されている。将来に向け、こうした環境変化に対応する公共交通とすることが求められている。

一方で、国は地域公共交通活性化及び再生に関する法律を令和2年に改正した。この中では、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通の維持が容易でなくなっていることを受け、バス・鉄道、その他の移動手段を総動員して住民、観光客の需要に対応する移動手段の確保を求めており、それを実現するための計画を策定することを求めている。

本業務は、信濃町の公共交通をとりまく環境の変化を踏まえ、信濃町における公共交通のあり方を再検討し、町民や観光客等の町外の人にとって利用しやすく、持続可能な公共交通体系を構築するため信濃町地域公共交通計画（以下、「地域公共交通計画」という。）の策定を目的として実施する。

2. 業務内容

(1) 基礎調査

①地域現況調査

地勢、施設立地や人口分布、将来人口の推計、公共交通の整備状況、交通資源など地域公共交通の検討に必要な基礎情報を収集・整理する。

②上位計画・関連計画の整理

本計画を策定する上で反映すべき関連計画（信濃町第6次長期振興計画、信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略、信濃町環境基本計画等）の内容を整理し他の計画との整合性を図る。

(2) 公共交通の現況把握

路線バス、ふれあいコスモス号の過去5年度分の利用記録を再集計し、課題を把握する。

必要に応じて、公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる町内の運行事業者に対してヒアリング調査を実施する。

(3) 住民に対するアンケート調査

住民の移動実態、公共交通の利用状況、運行改善に対する意見を把握するためのアンケート調査（65歳以上の住民が含まれる1,500世帯を対象）を実施し、そこから得られた結果を活用する。なお、調査票は複数人回答できるものとし回収率は40%以上を想定する。

(4) 公共交通利用者に対する調査

路線バス、ふれあいコスモス号利用者に対して、運行改善に対する意見を把握するための調査を実施する。

(5) 課題の整理

信濃町の特性と公共交通の現状及び各種調査等の結果を踏まえ、公共交通の課題を整理する。

(6) 路線バス、ふれあいコスモス号の運行改善の検討・調整

各種調査等の結果を踏まえ、町の公共交通の再編案を検討する。加えて、具体的な運行改善案を検討し、事業者等との調整についても支援すること。

運行改善案を検討に当たっては、町の公共交通に対してクロスセクター効果（公共交通が運行することにより抑制されている行政コスト）を算出し、利用者数や運行収支に加え、多様な視点から路線の評価を行うこと。なお、クロスセクター効果の算出に当たっては、学識経験者からアドバイスを受けるものとする。

(7) 地域公共交通計画（案）の作成

信濃町の公共交通の課題を踏まえ、地域公共交通計画（案）を作成する。なお、パブリックコメントの実施に関しては、必要な資料の作成及び提出を受けた意見の整理等を行う。計画案には、下記内容についても盛り込むものとする。

- ①信濃町が目指す公共交通の将来像
- ②公共交通整備の基本方針
- ③計画の区域と期間
- ④公共交通に関する総合的な計画目標（評価指標、目標値及び管理方法）
- ⑤目標を達成するために行う事業、実施主体に関する事項及び実施スケジュール
- ⑥路線再編案

(8) 協議会の運営支援

会議の開催にあたり必要となる資料の作成、会議の出席・資料説明を行う。

※4回程度の開催を想定。

(9) 将来運行（予約システム、運行車輛）研究提案

3. 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- 信濃町地域公共交通計画（A4 簡易製本）・・・1部
- 信濃町地域公共交通計画 概要版（A4 簡易製本）・・・1部
- 調査報告書（A4・簡易製本）・・・1部
- 上記の電子ファイルを格納した CD-R・・・1枚

4. その他留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

(3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

(4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受託者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。また、業務完了後速やかに返却す

るものとする。

(5) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(8) その他

①本仕様書に記載のない事項及び詳細な事項については、本協議会担当者と協議し、その指示に従う

②本業務委託契約終了後においても、相互の信頼関係に基づき、必要に応じて調査内容に関する助言等支援を行うものとする。

5. 技術者の要件

配置する管理技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に、長野県内で網形成計画の策定支援実績を 7 件以上、地域公共交通計画の策定支援実績を 1 件以上有すること。